

令和7年4月
JAしまねやすぎ地区本部

1. 目的

近年、担い手への農地の集積、経営規模の拡大により、農業者が使用する農業機械の大型化が進んでいる。また、「道路運送車両の保安基準第55条」に基づく基準緩和が行われ、農作業機を装着しての公道走行が認められたことにより、大型特殊自動車免許（以下、大特免許）が必要となる場面が増加している。

この事に対応し、安来市管内の農業者に向けた大特免許（農耕車限定）の取得支援を行う事で、営農活動における生産性の向上と農業機械の公道走行時の安全を確保し、JA自己改革の一環として、安来市管内の農業発展に寄与する事を目的とする。

2. 主催 JAしまねやすぎ地区本部

3. 場所

取得講習会場： JAしまねやすぎ地区本部 担い手支援センター
（安来市穂日島町 303）
実技試験会場： 島根県運転免許センター
（島根県松江市打出町 250 番地 1）

4. 日程

	講習会日程	試験日	募集人数
① 6月	・11日(水)・12日(木)・13日(金)	・18日(水)・19日(木)	16名
② 11月	・12日(水)・13日(木)・14日(金)	・19日(水)・20日(木)	16名
			計32名

※講習会と試験の開催期間の中で、それぞれ1日に参加する。

※6月分から優先的に試験実施いたします。

5. 受講資格

以下の条件を満たすものとする。

- (1) 普通自動車運転免許を所持し、自動車運転免許証の住所欄が島根県内の記載者
- (2) 18歳以上80歳未満の方
- (3) JAしまねやすぎ地区本部管内の組合員で農業に従事している方

6. 受講申し込み方法

- (1) 受講希望者は期限（令和7年4月30日）までに別紙受講申込書を提出すること
- (2) 申込方法は、FAX・直接持参・郵送とする。

※電話での申し込みは受け付けない。

- (3) 申込書配布・受付先

営農経済センター（安来・伯太・広瀬）・赤屋店・比田店とする。

(4) 申し込みの流れ

1. 申込書入手	上記(3)「申込書配布・受付先」またはJAしまねやすぎ地区本部のホームページから入手する。
2. 申込書提出	上記(3)「申込書配布・受付先」に提出する。
3. 申込抽選・ 受講者決定	受講決定者には事務局より文書にて通知する。 (抽選に漏れた場合、電話連絡で連絡する。)
4. 受講日確定・ 受講料振込	受講日・実技試験日を記載した文書を送付する。 案内文書に記載された振込先に期限までに振り込む。
5. 取得講習会	必要なものは文書に記載する。
6. 実技試験	島根県運転免許センターが実施する。

7. 申込抽選・受講者決定

- (1) 受講者の決定はJAからの農機購入者を優先にして抽選の上、主催側が決定する。取得講習会及び試験の日程は主催者が指定するものとし、調整は行わない。
- (2) 受講決定者には別途通知する。また抽選から外れた者には電話で連絡する。
- (3) 定員に満たない場合には、抽選は行わない。
- (4) 受講者決定後、やむを得ない事情により辞退者が出た場合には、再度申込者から抽選を行う。
- (5) 原則、受講者の権利譲渡は認めない。

8. 受講料

- (1) 受講料は20,000円(税込)とする。
※受講料内容は、使用機レンタル料、燃料代、往復運搬費等
※免許センターに支払う試験手数料2,800円、免許交付手数料1,550~2,450円が別途発生する。
- (2) 受講料は文書に記載された期間内に指定口座に振り込む(受講決定者に別途案内)。
- (3) 期間内に指定口座に入金が無かった場合には、受講資格を失うものとする。
- (4) 受講料入金後、やむを得ない事情により受講できない場合、受講料は返金する。

9. その他

- (1) やむを得ない事情により受講できない場合は、受講決定の前後に関わらず、速やかに事務局(TEL28-7800)TAC(担当:天野・前田)へ連絡すること。
- (2) 島根県運転免許センターの都合により、試験が変更・中止・延期になる場合は事務局から受講者へ連絡を行う。